

高知県私立特別支援学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立特別支援学校運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、特別支援学校 光の村土佐自然学園（以下「光の村土佐自然学園」という。）の知的障害者に対する教育（以下「特別支援教育」という。）の充実を図るため、設置者である学校法人光の村学園（以下「学校法人」という。）に対し予算の範囲内で補助を行う。

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は、特別支援教育に必要な経常的経費とする。

2 前項に規定する特別支援教育に必要な経常的経費は、高知県私立特別支援学校運営費補助金の交付を受けようとする年度の事業活動収支計算書の事業活動支出のうちの次の各号に掲げる経費の合計額から、他の補助金の交付の対象となる経費を減じて得た額及び教育研究用機器備品費（当該補助金以外の補助金の対象となっていないものに限る。）とする。

- (1) 人件費（退職金及び同引当金、報酬費等を除く。）
- (2) 教育研究経費（減価償却費、食糧費及び雑費を除く。）
- (3) 管理経費（補助活動事業費、涉外費、減価償却費、食糧費及び雑費を除く。）

(補助額の範囲)

第4条 補助金は、当該年度の5月1日現在の生徒数（光の村土佐自然学園の学則で定めた当該年度の収容定員（以下「収容定員」という。）を超える場合は、収容定員を上限とする。）に当該年度の国庫補助単価を乗じて得た額と前条に掲げる経費の額とのいずれか少ない額を限度とし、予算の範囲内で定額を補助し、必要に応じて別表第1及び別表第2に定める額を加算して補助する。

(補助金の交付の申請)

第5条 学校法人は、規則第3条第1項に規定する補助金の申請をしようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第4条の規定に準じた当該事

業年度における資金収支予算書（内訳表を含む。）（第3条第2項に規定する教育研究用機器備品費を補助対象経費として申請する場合に限る。）及び事業活動収支予算書（内訳表を含む。）

- (3) 教員名簿（別記第3号様式）
- (4) 職員名簿（別記第4号様式）
- (5) 役員名簿（別記第5号様式）
- (6) 学校法人の寄附行為
- (7) 学校要覧及び募集要項（交付申請年度分）
- (8) 次のア又はイのいずれかの書類
 - ア 県税事務所が発行する「納税証明書」（発行後、3月以内のものに限る。）
 - イ 県税完納情報の提供に係る同意書（別添様式）及び法人代表者の本人確認書類の写し

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定により提出された事業計画書及び添付書類の内容を精査し、適當であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、学校法人に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行われなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に関する収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) 補助事業の実施に当たっては、第6条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて別に付する条件

2 学校法人は、前項第1号又は第3号の規定により承認を受けようとするときは、別記第6号様式による（変更・中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第8条 学校法人が規則第14条ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、規則第8条第1項並びに第15条第1項及び第3項に規定する場合のほか、学校法人が第6条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の規定による実績報告書（以下「報告書」という。）の様式は別記第8号様式によるものとする。

2 報告書には、当該事業年度における計算書類（学校法人会計基準第4条第1号に規定する資金収支計算書（内訳表を含む。）（第3条第2項に規定する教育研究用機器備品費を補助対象経費として申請した場合に限る。）及び同条第2号に規定する事業活動収支計算書（内訳表を含む。）をいう。）を添付しなければならない。

3 報告書の提出期限は、補助事業実施年度の翌年度4月30日とする。

4 学校法人は、第7条第1項第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 学校法人は、第7条第1項第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は学校法人に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第12条 学校法人は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項第5号から第8号まで、第9条、第10条第5項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、昭和59年11月24日から施行し、昭和59年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年11月9日から施行し、昭和63年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月8日から施行し、平成14年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行し、平成16年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行し、平成18年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

対象となる生徒等	対象経費	加算額
寮を有する学校において、夏期及び冬期の休業期間中に実家等に帰省する入寮生	帰寮前の新型コロナウイルス検査に使用した検査キット（有効な結果が得られなかつたものを含む。）であつて、学校設置者が購入したものの費用及び生徒への送料	経費の10分の10以内とする。ただし、1キット当たり2,000円を上限とする。
生徒又は学校関係者で新型コロナウイルス感染症陽性者が判明した場合及び緊急又は特殊な事情により知事が必要と認める場合において、新型コロナウイルス検査が必要であると学校設置者が認める生徒又は学校関係者	対象となる生徒等の新型コロナウイルス検査に使用した検査キット（有効な結果が得られなかつたものを含む。）であつて、学校設置者が購入したものの費用	経費の10分の10以内とする。ただし、1キット当たり2,000円を上限とする。

別表第2（第4条関係）

対象経費	加算額
<p>常勤の寄宿舎指導員（教員を兼ねる者を除く。以下同じ。）の人工費（学校法人会計基準における人工費支出に計上されるものであって、法定福利費等の事業主負担額を含む額とする。）であって、次の1及び2に該当するもの。</p> <p>1 対象とする常勤の寄宿舎指導員の人数は、私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助（特別支援教育分））の算定における上限の人数（以下「国庫補助上限人数」という。）を上限とし、常勤の寄宿舎指導員の実人数が国庫補助上限人数に満たない場合は、常勤の寄宿舎指導員の実人数を上限とする。</p> <p>2 人工費の金額は、1人当たり5,918,000円を上限とし、人工費の実額が5,918,000円に満たない常勤の寄宿舎指導員の人工費については、当該常勤の寄宿舎指導員の人工費の実額を上限とする。</p>	対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）